

宮代町 農業委員会だより

平成24年10月号 No.4



おらが飯の会の皆さん

おらが飯の会は女性農業者のグループで宮代在来黒大豆の生産と商品開発に取り組んでいます。今年、遊休農地を活用して黒大豆の栽培をしています。順調に生育しており、収穫が楽しみです。収穫した黒大豆は、12月に新しい村で開催する「黒豆まつり」で販売します。

町に要望した農業施策が実現しています

平成23年度町に対して要望（建議）した事項が、実現しています。今後とも町の農業の発展と農のあるまちづくりを推進するため、農業委員会として要望していきます。

1 農業生産基盤について

- ①生産性の向上、効率化を促進するため、大区画化等の面的整備、農道や用排水路の整備について引き続き実施に向けた検討を進めること。
- ②木柵渠は腐食が激しく長期間放置すると通水不能になる箇所が生じかねない。スピード感を持った事業を進めること。

実現

- ①昨年度町が創設した宮代町小規模農地基盤整備補助金制度を平成24年度は拡充し、畦畔除去及び暗きよ排水整備事業に加え、新たに「用排水路維持管理事業」についても支援対象となりました。この事業は、農業用排水路の浚渫作業に要する経費の一部を助成しています。
- ②東条原地区の堂沼落しの水路整備については、既に整備工事に係る契約を締結しており、まもなく着工します。これにより堂沼落しの木柵渠水路の全線コンクリート化が完了します。



2 農業技術の継承・地力の回復について

- ①新規就農者の育成支援は必要であり、地域農業者との交流を促進し、農業技術が継承されるような取組みに重視した事業展開を望む。
- ②森の市場結の売上額の減少の要因としては、同一作物を継続して作り続ける連作障害も一部生じていると考えている。地力を養い生産性を高める投資への支援についても検討されたい。

実現

- ①農家と連携して新規就農者を支援するための独自支援体制として「宮代町新規就農里親制度」を創設し、農業技術の指導を行う「農業技術支援農家」、農地・農業用機械等の貸し出しを行う「生産基盤支援農家」、これらを総合的に行う「総合支援農家」を設け、積極的に新規就農者の育成に取り組んでいます。
- ②規模拡大や収益力の向上への投資を支援するため、宮代町明日の農業担い手支援対策事業補助金制度を創設しました。補助対象経費は、農業機械・栽培施設等となっており、補助率は1/2以内、最大二五〇万円の補助を行っています。

3 民間事業者が行う農地改良時の大区画化への指導について

農業委員会では農地改良における指導方針を明確にした要綱の制定をしたところであるが、町においても農地改良時の大区画化への指導等を行うなど単なる農地のかさ上げのみに終始した農地改良にならないよう方策についても検討すること。

実現

農業委員会が制定した指導要綱等を踏まえて窓口における事前相談及び調整等を積極的に実施しています。また、県とも連携を図り、改良後の農業経営等の必要な調整を行っています。

4 耕作放棄地対策の強化について

耕作放棄地の解消に向けて実効性ある取り組みを進めるため新たな組織づくり等対策を強化すること。

実現

昨年度、水田農業及び耕作放棄地対策を主体的に担う宮代町地域農業再生協議会が設置され、国の耕作放棄地再生利用緊急対策の活用が可能となりました。企業参入についても、町の企業参入支援制度を構築し、町と県が連携しながらピーアールを行っています。

遊休農地解消活動

農業委員会では、町内約40ヶ所ある遊休農地を少しでも解消するために今年も町民サポーター9人と共に活動しています。今年度は西原地区と川端・宮東地区の約70ヶ所の遊休農地を復元しています。

作業は、7月の猛暑の中、背丈ほどある雑草の草刈と耕耘を行いました。草を刈った後は草で見えなかったゴミを拾い、作物が植えられる状態にし、8月下旬にそばの種を播種しました。今、そばの白い花がきれいに咲いています。

農業委員会が遊休農地の解消活動を始めて今年で10年になります。この10年間で約6ヶ所の遊休農地を解消し、平成22年度からは町民サポーターの皆様が「農」のある風景を守るため、大変な作業にもかかわらず、ご協力をいただいています。これからも多くの方々のご理解とご協力を賜りながら、少しでも遊休農地の減少に努めて参りたいと思っています。



農地改良現場確認

去る5月25日に和戸左沼・国納向芝原の農地改良施工地に現地確認に行きました。この農地改良の施工面積は、約1ヶ所あり、農地改良完了後は、農業生産法人の株式会社ナガホリが「たまねぎ」を栽培することになっています。もともと水田だった土地を畑にするために土を盛土するため、隣地への被害や適正な盛土の高さであるか、耕作に適している土であるか等を確認しました。

現在、町内数箇所での農地改良を施工しています。農業委員会では、随時農地パトロールを行い、計画通り、適正に施工しているかを確認しています。



農地法第3条第2項第5号に規定される『別段の面積』について

『別段の面積』とは、農地法第3条の許可（農地を農地として権利を取得する許可）基準の一つに、「農地の権利所得後の経営面積が原則として都道府県50ヶ（北海道2ヶ）以上になること」という規定があります。これを一般に下限面積要件といえます。

また、地域の平均的な経営規模がかなり小さい地域や耕作放棄地面積が深刻な状況の場合等で、この下限面積を農業委員会がその地域の実情を考慮し、50ヶ以下の『別段の面積』を定めることができるとされています。そこで、宮代町農業委員会では、平成24年6月の総会において決定いたしましたので、お知らせします。

▼農地法施行規則第20条第1項に基づき別段面積の設定については『設定しない』ものとする。

〔理由〕宮代町における経営規模については、埼玉県の平均的な経営規模とほぼ同様であり、管内の農家の経営規模の100分の40にあってもおおむね50ヶとなっているため。

▼農地法施行規則第20条第2項に基づき別段面積の設定については『設定しない』ものとする。

〔理由〕耕作放棄地の状況にあつては、埼玉県の平均とほぼ同様であり、新規就農を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図れない状況ではないため。



新農業委員紹介 及び担当地区

埼玉東部農業共済組合から選出の選任委員でありました富田榮一氏が平成24年5月31日に退任いたしました。今までご尽力をいただきありがとうございます。

なお、平成24年6月1日から清水邦男氏が新たに選任されました。よろしくお願ひ致します。

| 担当地区 | 農業委員名 |
|--------------------|-------|
| 東・中寺・藤曾根 | 鈴木康雄 |
| 柚の木・松の木・内野 | 富田高治 |
| 西・前原・金原 | 野口廣一 |
| 山崎・宿・逆井 | 小島菊江 |
| 川島・須賀島 | 中村克己 |
| 須賀上・須賀下 | 渡邊秀夫 |
| 蓮谷・辰新田・金剛寺 | 井上 清 |
| 西原 | 神田睦穂 |
| 和戸・国納南・国納北 | 小林明子 |
| 西新田・中通1・中通2・西深戸・西島 | 柿沼久夫 |
| 本郷 | 清水邦男 |
| 東桑原1・東桑原2 | 門井和夫 |
| 道仏・姫宮 | 島村俊夫 |
| 川端 | 中野勝栄 |
| 若宮・中須 | 深井壽一 |
| 沖本田・沖新田・八河内 | 折原 昇 |

農業委員会の活動に関する 点検・評価及び活動計画を策定

宮代町農業委員会では、「農業委員会の適切な事務実施について」に基づき、前年度の農業委員会の活動の点検・評価を行うとともに、本年度の目標とその達成に向けた活動計画を策定しています。策定にあたっては、地域の農業者の皆さんなどからご意見やご要望を募集しましたがありませんでした。

意見募集の結果を踏まえ、原案のとおり平成24年5月25日に開催された農業委員会総会において承認され、決定し、町のホームページにて公表しております。



農地の利用状況調査を 実施しています。

農地法第30条第1項に基づき、町内すべての農地の利用状況を調査しています。この調査は、農地の有効利用や遊休農地の実態把握と解消対策、農地の違反転用発生防止対策等を推進することを目的に毎年1回実施します。

調査期間内は、農業委員及び調査員が調査のため皆様の農地に立ち入ることがあります。ご理解とご協力をお願い致します。



編集後記

今回の農業委員会だよりは、農政情報・農地法・遊休農地解消対策・農地の確保等です。私達はかけがえのない農地を守らなければならず、農地を失えば食を失う、つまりは命を失うこととなります。農地を今一度見直し農業への志を持続していただければと思います。農地と食の営みを通して、人と人、人と自然は繋がっています。まさに、農の本質は「つながり」です。このつながりを大切に、皆様との共存・共栄を目指して、担い手の育成・地産地消を推進することにより農業の再生は可能だと感じながら農業委員会だよりを作成しました。皆様が農業委員会だよりの中から何かを感じとっていただけたら幸いです。今後とも皆様のご理解とご協力をよろしくお願ひ致します。



農業者の方なら 広く加入できます

農業者年金に 加入しましょう

※詳しくは、宮代町農業委員会事務局(☎34・1111)又は南彩農業協同組合宮代支店(☎32・0102)へお問合せください。